

## 山形県居住支援協議会会則

(名称)

第1条 本会は、山形県居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下、「法」という。）に基づき、法第2条第1項に定める住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給を促進し、もって山形県における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の取組みを実施する。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、次のものとする。

- (1) 国立大学法人山形大学
- (2) 公益社団法人山形県宅地建物取引業協会
- (3) 公益社団法人全日本不動産協会山形県本部
- (4) 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会山形県支部
- (5) 社会福祉法人山形県社会福祉協議会
- (6) 一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会
- (7) 山形県健康福祉部地域福祉推進課
- (8) 山形県県土整備部建築住宅課

(会長)

第5条 本会を円滑に運営するため、会長を置く。

- 2 会長は会員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

(総会)

第6条 会長は、必要に応じて総会を招集し、その議長となる。

- 2 総会は、次の事項を議決又は承認する。
  - (1) 本会の活動計画に関すること
  - (2) 会則の改廃に関すること
  - (3) その他本会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数（ただし、前項第2号にあっては3分の2以上）によって決する。

(幹事会)

第7条 会長は、本会の活動計画等について、市町村その他の行政機関の意見を聴く等のため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

(専門委員会)

第8条 会長は、本会の活動計画等について、住宅確保要配慮者の属性に応じた専門的見地その他の見地から助言を得る等のため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、事務局を山形県県土整備部建築住宅課内に置く。

(秘密の厳守)

第10条 会員は、本会の事業の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(削除)

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会により定める。

附 則

この会則は、平成27年12月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年2月13日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年9月17日から施行する。

## 山形県居住支援協議会 専門委員会設置

区分	団体名
大 学	学校法人 東北芸術工科大学
シンクタンク	株式会社フィデア総合研究所
金融関係団体	一般社団法人山形県銀行協会
建設関係団体	やまがた健康・省エネ住宅推進協議会 一般社団法人山形県優良住宅協会
福祉関係団体	一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会（居住支援法人） 一般財団法人山形県母子寡婦福祉連合会 特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド 一般社団法人山形県老人福祉施設協議会 株式会社ダンケ（居住支援法人） ホームネット株式会社（居住支援法人） 一般社団法人山形身元保証センター（居住支援法人） 株式会社cocolo（居住支援法人）

(13)

(会則 第8条関係)

## 山形県居住支援協議会 幹事会設置

区分	団体名																																			
市町村 (35)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">山形市</td> <td style="width: 16.6%;">米沢市</td> <td style="width: 16.6%;">鶴岡市</td> <td style="width: 16.6%;">酒田市</td> <td style="width: 16.6%;">新庄市</td> </tr> <tr> <td>寒河江市</td> <td>上山市</td> <td>村山市</td> <td>長井市</td> <td>天童市</td> </tr> <tr> <td>東根市</td> <td>尾花沢市</td> <td>南陽市</td> <td>山辺町</td> <td>中山町</td> </tr> <tr> <td>河北町</td> <td>西川町</td> <td>朝日町</td> <td>大江町</td> <td>大石田町</td> </tr> <tr> <td>金山町</td> <td>最上町</td> <td>舟形町</td> <td>真室川町</td> <td>大蔵村</td> </tr> <tr> <td>鮭川村</td> <td>戸沢村</td> <td>高畠町</td> <td>川西町</td> <td>小国町</td> </tr> <tr> <td>白鷹町</td> <td>飯豊町</td> <td>三川町</td> <td>庄内町</td> <td>遊佐町</td> </tr> </table>	山形市	米沢市	鶴岡市	酒田市	新庄市	寒河江市	上山市	村山市	長井市	天童市	東根市	尾花沢市	南陽市	山辺町	中山町	河北町	西川町	朝日町	大江町	大石田町	金山町	最上町	舟形町	真室川町	大蔵村	鮭川村	戸沢村	高畠町	川西町	小国町	白鷹町	飯豊町	三川町	庄内町	遊佐町
山形市	米沢市	鶴岡市	酒田市	新庄市																																
寒河江市	上山市	村山市	長井市	天童市																																
東根市	尾花沢市	南陽市	山辺町	中山町																																
河北町	西川町	朝日町	大江町	大石田町																																
金山町	最上町	舟形町	真室川町	大蔵村																																
鮭川村	戸沢村	高畠町	川西町	小国町																																
白鷹町	飯豊町	三川町	庄内町	遊佐町																																
県庁・県警 (10)	山形県 みらい企画創造部 移住安定・地域活力拡大課 山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 被災者・避難者支援室 山形県 防災くらし安心部 消費生活・地域安全課 山形県 しあわせ子育て応援部 しあわせ子育て政策課 山形県 しあわせ子育て応援部 子ども家庭福祉課 山形県 しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課 山形県 健康福祉部 地域福祉推進課 山形県 健康福祉部 高齢者支援課 山形県 健康福祉部 障がい福祉課 山形県 警察本部 警務部 広報相談課 犯罪被害者支援室																																			
住宅供給公社	山形県すまい・まちづくり公社																																			

(会則 第7条関係)